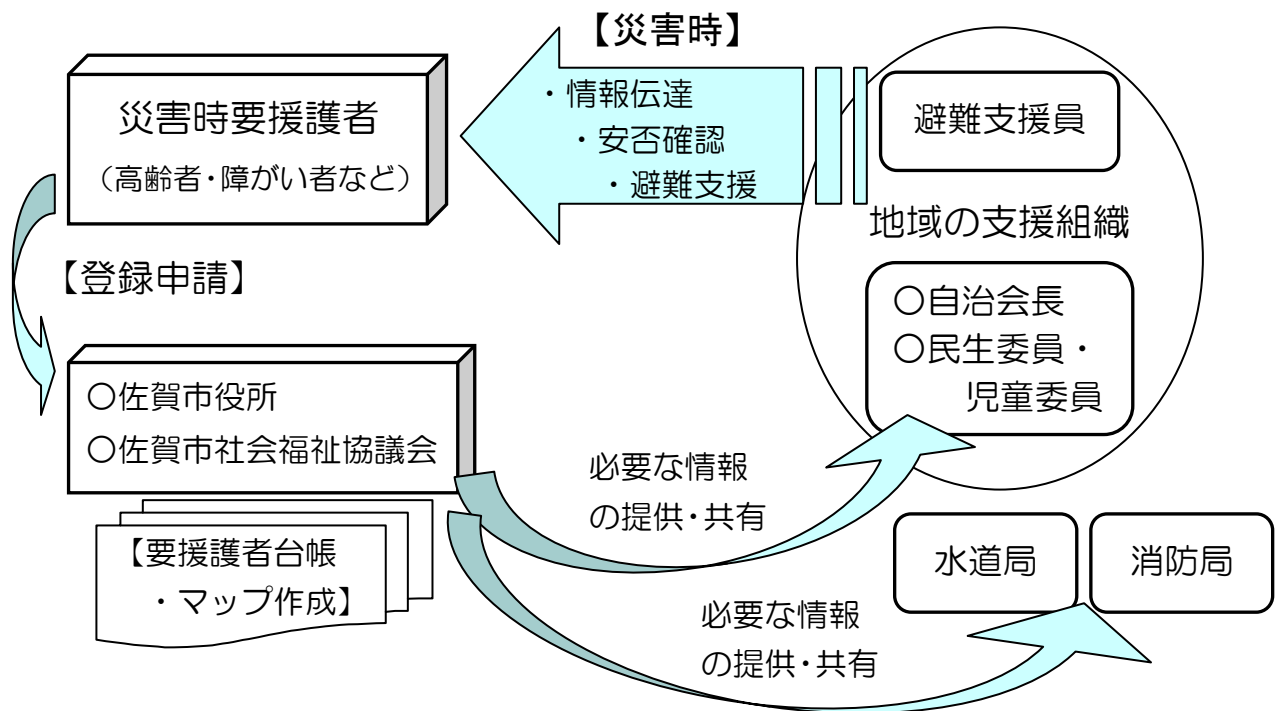


地域における支援の仕組みづくり

災害時要援護者の登録を受け付けています

大規模な自然災害が発生したり、その危険性がある場合に、自力での避難が出来ない、または移動に支援を必要とする『災害時要援護者』の方たちに対して、地域における支援の仕組みづくりを進めています。

佐賀市（福祉・防災部局）や佐賀市社会福祉協議会で「災害時要援護者」の登録受付・情報管理を行い、佐賀市水道局、佐賀広域消防局、自治会長、民生委員などへも情報を提供し、『地域の共助』を活かして、日ごろの見守りや災害時の安否確認・避難支援などに役立てます。



◎対象となる方は

【原則として、自力避難が出来ない、または時間を要する方で、家族などの援護が望めない在宅の方を対象とします】

- ◎ ひとり暮らしの高齢者
- ◎ 高齢者のみの世帯員
- ◎ 要介護3～5の方
- ◎ 身体障がい者 { 肢体(下肢・体幹) 1～3級、視覚(視力)・聴覚 1～3級の方 }
- ◎ 知的障がい者 { 療育手帳 A の方 }
- ◎ 精神障がい者 { 精神障害者保健福祉手帳 1級の方 }
- ◎ 難病患者・発達障がい者・そのほか(病気やケガなど)特に支援が必要な方

※上記対象者以外でも、避難支援が必要と思われる方は登録することができます。

また、「緊急通報システム」の利用者、「愛の一声運動」の対象者は、是非登録を行いましょ

◎登録を希望される方は

※「災害時要援護者台帳」へ登録されると、支援をしてくれる地域の方たちによる情報の伝達や避難支援などが受けられます。

※情報を外部に提供して共有するようになりますので、申請者の同意が必要です。

※登録には、『避難支援員』となってくれる方にも、あらかじめ了解を得て登録しましょう。

※避難支援員が見つからない場合は、空欄でも構いません。

※この取り組みは、地域における助け合いによるものであり、支援を保障するものではありません。

※日ごろから、地域の人たちとも気軽に声を掛け合えるような関係を築いておきましょう。

《佐賀市（福祉・防災部局）及び佐賀市社会福祉協議会で登録受付・情報管理を行い、佐賀市水道局、佐賀広域消防局、自治会長、民生委員・児童委員などへ登録情報を提供します。》

◎避難支援員とは

※災害時要援護者に対する日ごろからの見守りや、災害発生時に安否確認や避難場所への避難支援をしていただく方です。このため、災害時要援護者の近隣の方たちに避難支援員になっていただく必要があります。

※ご近所の方は、避難支援員としてご協力ください。

◎地域の役割とは

※「地域の共助」を基本に、災害時要援護者の方に対し、近隣の人たちみんなで見守っていくような地域づくりを行いましょ。

※災害時要援護者などから、避難支援員として協力を依頼された場合は、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

☆高齢者の方の登録受け窓口は・・・

【本庁 高齢福祉課（☎：40-7253、FAX：40-7393）、各支所の保健福祉課】

◆高齢者の方については、民生委員が高齢者実態調査の時に訪問されますので、登録や受付についてご相談ください。

☆障がいの方・難病患者・発達障がいの方の登録受け窓口は・・・

【本庁 障がい福祉課（☎：40-7255、FAX：25-5440）、各支所の保健福祉課】

※障がい者総合相談窓口、相談員、民生委員、障がい者福祉サービス事業所等へもご相談ください。

☆そのほか特に支援が必要な方の登録受け窓口は・・・

【本庁 福祉総務課（☎：40-7250、FAX：40-7393）、各支所の保健福祉課】

問い合わせ先

本庁 保健福祉部 福祉総務課 ☎：40-7250 FAX：40-7393

佐賀市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎：32-6670 FAX：32-6665